

ID: 215

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の更新		
例規名 根拠条項	大河原町排水設備等指定工事店に関する規程 第6条第1項		
例規番号	令和2年企業管理規程第11号		
【基準】 第6条の規定による。 (継続指定の申請) 第6条 指定工事店は、前条第2項の規定による有効期間満了後も引き続いて指定を受けようとするときは、その満了の日から30日前までに排水設備等指定工事店継続指定申請書(様式第3号)を管理者に提出しなければならない。 2 前項の申請書に添付する書類等については、第4条の規定を準用する。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日